

## 事業事前評価表

### 国際協力機構南アジア部南アジア第三課

#### 1. 基本情報

- (1) 国名：スリランカ民主社会主義共和国（スリランカ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画  
The Project for Human Resource Development Scholarship
- (4) G/A 締結日：2024 年 7 月 19 日

#### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け  
スリランカにおいては、2019 年のテロ事件やその後の新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により経済が低迷し、2022 年 4 月には対外債務の返済を一時停止する旨を発表するなど、未曾有の経済危機に陥っている。現在は IMF の支援の下で経済再建に向けた各種構造改革などに取り組んでいるが、財政の健全化、経済的脆弱性克服、ガバナンス強化など、依然取り組むべき課題が山積しており、対応が急務となっている。

しかし、各開発課題を取扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政等のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの協力重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官等の育成が期待されている。

今後スリランカが債務再編を経て持続的な経済成長を達成するためには、財政の健全化、経済的脆弱性克服、ガバナンス強化に加え、国内産業の生産性と競争力強化が急務となっている。これらの課題解決に向けて、開発課題である「公共政策」、「開発経済（マクロ経済、財政／公共投資管理、産業開発政策／投資促進）」、「都市・地域開発」を所掌する政府機関の行政能力の向上及び適切な制度構築が重要であり、その解決のための支援として本事業が位置付けられる。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対スリランカ国別開発協力方針（2018 年 1 月）では、「質の高い成長の促進」「包摂性に配慮した開発支援」「脆弱性の軽減」を重点分野として定め、対スリランカ JICA 国別分析ペーパー（2020 年 3 月）においても、日本政府の主要外交政策である「自由で開かれたインド太平洋」（FOIP）を踏まえ、スリランカの

更なる開発促進のためにはインフラ整備にとどまらず、政策支援や人的連結性の強化に資する人材育成等についての支援の必要性が高いとの分析をしていることから、当該分野を所掌する行政官の育成は既往案件との相乗効果を発揮する。

また、本事業は優先開発課題分野での行政官等育成の観点から、「自由で開かれたインド太平洋構想（FOIP）のための新たなプラン」（2023年3月）における「平和の原則と繁栄のルール」、「インド太平洋流の課題対処」、「多層的な連結性」に資するものである。

本事業は以下の開発課題及び二国間関係の強化に資する人材の育成を目的としている。

・包括的かつ持続的な経済成長基盤整備のための人材育成：開発課題として「公共政策」、「開発経済（マクロ経済、財政/公共投資管理、産業開発政策/投資促進）」、「都市・地域開発」が含まれる。

### （3）他の援助機関の対応

スリランカにおいて類似事業を実施する主なドナーとして、オーストラリア、韓国、中国等が挙げられる。

### （4）本事業を実施する意義

スリランカ政府機関・関係省庁における中核人材の育成は、スリランカにおける継続的課題であり、2015年10月に日・スリランカ首脳間で策定された「日・スリランカ包括的パートナーシップに関する共同宣言」にて、我が国は良い統治及び法の支配の分野での能力向上及び行政組織の強化の重要性を確認、また2017年4月発表の「日・スリランカ首脳会談共同声明―日・スリランカ包括的パートナーシップの深化と拡大―」では、両国にとって人的資源が財産であると認識し、その人的資源開発のための二国間の協力と交流を強化していくことを示しており、本事業は首脳間合意のフォローアップを通じ、二国間関係寄与に貢献することが期待される。

上記観点から、本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。

また、質の高い教育の確保を目指すSDGsゴール4（教育）、ゴール8（経済成長と雇用）等に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA

事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本事業を実施する意義は大きい。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ①事業の目的

スリランカの政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

##### ②事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大 17 名（修士課程 15 名、博士課程 2 名）の留学生が、本邦大学院において、スリランカにおける優先開発課題の分野での知識習得を目的として留学することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく 4 期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

##### ③本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 17 名/期（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）。

#### (2) 総事業費

304 百万円（概算協力額（日本側）：304 百万円）

#### (3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 7 月～2029 年 3 月を予定（計 57 カ月）。

#### (4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、スリランカにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、スリランカ政府関係者及び日本側関係者で構成し、事業実施方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：財務、経済安定及び国家政策省対外援助局、行政、内務、州議会及び地方政府省、教育省、人事委員会、在スリランカ日本大使館、

## JICA スリランカ事務所

### (5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

#### 1) 我が国の援助活動

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を本事業の留学生に奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

#### 2) 他援助機関等の援助活動

他援助機関等の援助活動との重複・連携はなし。

### (6) 環境社会配慮

#### ①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### (7) 横断的事項

特になし。

### (8) ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

### (9) その他特記事項

特になし。

## 4. 事業効果

### (1) 定量的効果

指標名		基準値 (2024年実績値)	目標値(2030年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	15
	博士	0	2
留学生の学位取得率(%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4期分の計画全体における目標値とする。また、下記5.に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

## (2) 定性的効果

- ・ 本計画の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる 女性行政官が育成される。

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

特になし。

### (2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成奨学計画において、より二国間関係ひいては外交に資する事業として JDS の戦略性を更に高めていくために、対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が高く、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

## 7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材育成の推進を通じて、開発課題である「公共政策」、「開発経済」、及び「都市・地域開発」の分野における政府の政策立案能力、政策実施能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4（教育）、ゴール 8（経済成長と雇用）等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上